

平成20年第16回教育委員会記録

平成20年9月24日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年9月24日(水)午後2時00分～午後3時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員 長 丸 田 頼 一 委 員 代 理 長 大 藏 雄之助
 委 員 宮 坂 公 夫 委 員 安 本 ゆ み
 教 育 長 井 出 隆 安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小 林 英 雄 教 育 改 革 部 長 森 仁 司
 庶務課長 中 村 一 郎 教 育 人 事 課 長 種 村 明 頼
 教育委員会事務局事務統括指導主事 筒 井 鉄 也 学 校 適 正 配 置 課 長 徳 嵩 淳 一
 学務課長 加 藤 貴 幸 社 会 教 育 課 長 森 田 師 郎
 郷土博物館長 村 上 茂 済 美 教 育 一 長 小 澄 龍 太 郎
 済美教育一長 坂 田 篤 済 美 教 育 一 長 田 中 稔
 済美教育一長事務統括指導主事
 中央図書館長 和 田 義 広 中 央 図 書 館 次 長 末 木 栄

事務局職員 庶務係長 佐 藤 則 幸 法 規 担 当 係 長 佐 野 太 一
 担 当 書 記 佐 藤 守

傍聴者数 6名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 区立和田中学校給食調理室における事故報告
- (2) 地域運営学校(コミュニティ・スクール)の指定校の内定について
- (3) 平成20年度杉並区学力調査、意識・実態調査結果について

(4) 平成20年度全国学力・学習状況調査結果について
追加報告

(5) 学校給食における食品の安全について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

報告事項

(1) 区立和田中学校給食調理室における事故報告・・・・・・・・・・ 4

(2) 地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について・・・ 7

(3) 平成20年度杉並区学力調査、意識・実態調査結果について・・・・・・・・ 10

(4) 平成20年度全国学力・学習状況調査結果について・・・・・・・・・・ 12

追加報告

(5) 学校給食における食品の安全について・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

委員長 では、定刻になりましたので、ただいまから平成20年第16回教育委員会定例会を開催いたします。

ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が4件となっております。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。まずはじめに、「区立和田中学校給食調理室における事故報告」についての説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから、「区立和田中学校給食調理室における事故報告について」、ご説明申し上げます。

まず、事故の概要でございますが、平成20年7月3日木曜日、午前8時30分ごろ、給食調理作業中の調理員2名がガス回転釜の不完全燃焼による一酸化炭素中毒と思われる嘔吐や手のしびれを訴え、病院に搬送されました。幸いにして、2名とも症状は比較的軽症で、当日午後には学校に戻っており、その後、委託会社にも確認しておりますが、後遺症などの症状は出ていないということでございます。

次に、2番のところですが、事故発生までの経過についてですけれども、昨年8月に東京ガスによる点検・調査、これは和田中だけでなく全校を対象にした調査でございますが、和田中ではガス回転釜1基に不完全燃焼の不具合があるということが報告されました。これについては同年9月27日に修理を行ってございます。

今年になりまして、6月6日に警報機が鳴ったため、学校としては、東京ガスに確認と点検を依頼し、6月17日に東京ガスが一酸化炭素濃度を測定、東京ガスのほうから学校側へは数値が高いとの指摘を受けました。しかし、学校側としては、これを使用禁止レベルとの認識として持たなかったために、ガス回転釜の清掃等については保守点検業者に依頼をいたしましたが、これをもって使用を控えるということはありませんでした。

その後、6月27日にバーナーの清掃を行いました。そのときに保守点検業者からは、交換の必要性が示唆され、学校はバーナー交換の手配をしていましたが、この間、7月3日に事故が発生したものでございます。

当日は、まず何よりも生徒の安全が第一でございますので、学校は1時間目の授業実施時、9時10分頃ということですが、全校生徒を一時校庭に避難させました。その後、9時45分頃、校長が消防に確認して、安全が確保されたため、避難していた生徒を教室に戻し、2時間目の授業から再開をしたわけでございます。

事故後の対応としましては、まず和田中のほうですけれども、7月13日にガス回転釜5基すべ

での交換を行いました。この間は、比較的安定しているガス回転釜1基を使用して、給食を継続をしてまいりました。

さらに全区立小・中・養護学校に対しては、事故当日の7月3日に、ガス調理機器の取り扱いについて、文書による注意喚起を行うとともに、ガス調理機器の安全確認を指示いたしました。

その後、東京ガスにより、全区立小・中・養護学校の給食調理室内のガス機器の燃焼確認、これは一酸化炭素濃度の測定でございますが、これをすべて行い、8月26日に完了してございます。何とか夏休み中に終了させていただきました。

その結果に基づいて、問題のある機器については、9月の新学期までにすべて修繕を完了してございます。

次に裏面でございますが、今回の事故の検証を行いました。原因と背景についてでございますが、まず学校関係者が、ガス事業者によるガス調理機器の一酸化炭素濃度測定結果を正しく認識できず、迅速・的確な修繕を行うことなく、使用が継続されたことによるものでございます。

その背景として、主に3つ要因があったと考えてございます。

まず1つ目、(1)でございますが、一酸化炭素濃度が高いという指摘がありましたが、学校側関係者と受託業者調理員には一酸化炭素濃度に関する危機意識が乏しかった。また、東京ガスによる説明も必ずしもわかりやすいものではなかったということもありますが、危険を正しく認識できなかったということがあると思います。

2つ目として、学校側関係者と受託業者の間において、ガス回転釜の状況や修理の必要性などの情報共有が不十分であったこと。

3つ目としては、点検・修理の際の現場での立ち会いや確認のルール、設備面の安全管理の体制が十分でなかったこと。また、異常時の対応についてのマニュアルが整備されていなかったことが挙げられるというふうに考えます。

これを踏まえて、最後に再発防止策ですが、まず1つ目の柱として、教職員等の意識の問題として、給食調理室の安全管理体制を確立するとともに、危機管理意識の徹底を図ってまいります。具体的には、各学校で作成する「学校安全計画」、これに給食施設設備の安全点検の内容と履行状況・安全に関する指導、研修などを盛り込んでいくとともに、教育委員会としては、安全確保の観点から実態を把握し、指導を行うため、各学校給食調理室の巡回指導を強化してまいります。

また、さらに教育委員会としては、学校ごとに調理職員の中から「安全衛生担当者」を安全衛生・事故防止等に関する職場のリーダーとして指名をして、給食調理室の安全管理の取り組みを高めてまいります。

2つ目として、教育委員会、学校側関係者及び受託業者が危機管理に関する情報を共有するこ

とにより、事故を未然に防いでいくということでございます。

具体的には、設備の安全管理に関する情報提供や注意喚起を十分に行うとともに、各学校とも給食調理室で発生したヒヤリとした事例やハッとした事例、これをこの9月から導入する「校務システム」により発信をしていく。危険に関する情報を水平展開していくということを考えてございます。

3つ目としては、安全点検の確実な実施、それから危機管理マニュアル等の整備を行っていくということでございます。

これも資料記載のとおり、教育委員会としては、法定点検とは別に、一酸化炭素濃度の測定を含む燃焼確認、各学校の給食調理室のガス調理機器の安全点検及び給排気設備の保守点検等を行ってまいります。

また、給食調理室の安全確保のため、調理機器の点検基準と警報音が鳴るなど異常時にどう対応したらいいのかというマニュアルを整備してまいります。

最後に、各学校におきましても、安全点検及び保守点検の結果、改修・修繕が必要な場合には、確実にこれを行い、安全確保に努めてまいる所存でございます。

いずれにしても、今後は教育委員会、学校が連携して、類似事故の防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

大変簡単ですが、私からは以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

宮坂委員 調理機器について今ご報告を受けましたが、不幸中の幸いといいますが、この程度で済んだのでよかったと思いますが、今後は十分に、今報告された内容に十分注意されると思います。これは和田中だけでなく全部ですが。

もう一つですが、食べるもの、これは食材のほうです。いろいろ今新聞なんかで話題になっておりますが、こういう口に入るものの原料、今までは国産なら大丈夫だと言っていましたけど、国産で作られたものでも、原料がどこから来たかによって、いろいろ問題が出ていますので、その辺も何か特別のことはやっているのでしょうか。

学務課長 口に入るものの安全性ということでございますが、今年の年初の頃に、中国製の冷凍ギョーザの問題等が起きまして、特に今年度からすべて、一応国産のものを極力使うようにということで、「国産食材の日」というのを設けまして、そういうことにまず努めております。ただ、物によってはどうしても外国産でないと調達できないという、一部の例外を除きまして、極力そういうようなことでやってございます。

それから、現在報道されております事故米等の件につきましては、後ほどちょっと時間をいた

だきまして報告しようかというふうに思っておりました。後ほど、ご報告させていただきます。

大藏委員 東京ガスについて、どういうやりとりがあったかわかりませんので、そのときのニュアンスはわかりませんが、やっぱり東京ガスにも注意していただくように言ったほうがいいんじゃないですかね。濃度が高いということはどういうことか、すぐ修理にかからなければいけないのか、それともしばらく様子を見て、もう一回点検をするようにしたほうがいいのかとか、そういうことはやっぱり言ってもらわないと、学校はまだいろいろな方がいて、教育委員会もありますのでいいですけど、一般家庭だったら、もうそれは全く、何をどうしていいかわかりませんよ。ね。「濃度が高い、ああ、そうですか」と言ったら大変ですから。東京ガスのマニュアルみたいなものを、もう少し整備していただく必要があるんじゃないですかね。それはやはり、教育委員会から言っていたほうがいいと思いますね。

庶務課長 いずれにしましても、法定点検以外にも、今後、学校のガス機器に関しては、当然、教育委員会も含めて、東京ガスの点検に立ち会いますので、その場面、場面において、大藏委員のほうからのご指摘のあったようなことを、東京ガスのほうにも働きかけていきたいと思えます。

大藏委員 普通だと大抵、とにかく売り込みたいから、とにかくすぐに業者を紹介したりしてやるのが普通だと思うんですけどね。

安本委員 使用禁止のレベル等の認識を持たなかったというのは、そういう説明をしかなかったということですよ。

庶務課長 先ほども申し上げたとおり、東京ガスの説明も必ずしもわかりやすいものでなかったということも言えると思えます。具体的にもう使用は禁止ですとか、そういった具体的な指示があるものではなかったというふうに現場からは聞いています。

安本委員 ということは、「まあ、危ないですけど」というような感じぐらいの説明だったということですか。

庶務課長 具体的に数値を示して、それが基準以上だということは、東京ガスのほうからも説明があったということですので、一部始終のやりとりをすべて調査ができたわけではありませんが、必ずしも、先ほど申し上げたとおり、東京ガスの説明が明確かつわかりやすいものでなかったということは現場の担当者からも聞いてございます。

委員長 ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

いろいろな再発防止策等もつくられていらっしゃると思いますので、そういったものに基づいて、再発が起きないようにというようなことで努力されたいと思います。よろしくお願ひします。

では、引き続きまして、「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について」のご説明を、教育改革担当部長からお願いいたします。

教育改革担当部長 私から「地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定校の内定について」、ご報告させていただきます。

お手元の資料のほうをご覧ください。

地域運営学校は、平成17年度に小学校2校、中学校2校の合わせて4校で導入して以来、今年の4月までに、合計7校指定しているところでございます。教育ビジョン推進計画におきましては、20年度から22年度までに、毎年度3校ずつ拡充していくこととしているところでございます。

今年度は、既に杉並第一小学校を4月に指定したところでございますが、このほど、残り2校の指定校が内定いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、1の「内定校」でございますが、小学校2校ということで、沓掛小学校、永福小学校でございます。小学校の指定は、この2校を含めると、合計で5校という状況でございます。

次に、2の「内定の理由」でございますが、この2校がいずれも学校支援本部を18年度に設置をしております。当該校の校長も指定に前向きで、学校評議員の方々の理解も得られていることなどから、保護者などが学校運営に参画することで、学校、保護者、そして地域住民が一体となって、より良い学校づくりに向けた取り組みが可能であるという理由から、学校運営協議会規則の第2条に掲げております指定の要件などを満たす学校であると判断いたしまして、今回追加して指定することにいたしましたものでございます。

次に、3の「今後の日程」でございますが、指定の際に、関係法で定められております東京都教育委員会との協議をこの後行いまして、公募委員の募集等の手続を経て、12月に地域運営学校の指定を正式に決定し、年明け1月から学校運営協議会の設置という手順を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、4として、参考までに、今年4月までの指定状況について、一覧で掲載させていただきました。

なお、学校運営協議会と趣旨におきまして類似した部分のございます学校評議員につきましては、この学校運営協議会の制度がより区立学校の運営に保護者や地域住民の方々のご意見を反映させていく仕組みであるということから、学校運営協議会を新たに設置する地域運営学校におきましては、学校評議員を廃止するというところで進めているものでございます。

私からの報告は以上でございます。

委員長 わかりました。

では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大蔵委員 他にまだ手を挙げて、コミュニティ・スクールになりたいというところはあるんですか。

教育改革担当部長 今回2校内定させていただいたんですが、この間やはり前提として、地域との信頼関係が学校との間で醸成されているということが重要なポイントになりますので、今回の内定校の選定に当たっては、校長会のほうとも調整をしまして、学校支援本部が既に立ち上げられている学校の中から公募校を絞り込んで、今回の内定に至ったものでございます。

大蔵委員 他にまだなりたいというところはあるんですね。

教育改革担当部長 積極的にというのは、なかなかやはり制度理解という点、あるいは学校側の保護者や地域との対応関係等々、やはり十分時間をかけて進める必要がありますので、制度について前向きな学校は幾つかございますけれども、21年度以降、順次拡充できればと思っているところでございます。

安本委員 学校支援本部のある学校は、これ以外に幾つぐらいありますか。

教育改革担当部長 19年度までに17校です。

安本委員 小・中合わせて17もあるんですか。

教育改革担当部長 今年度新たに財政支援を行うとした学校を合わせますと、現在33校の小中学校で支援本部が立ち上げられています。22年度までに全校設置ということで、支援本部の拡充にも取り組んでいますので、ちょうど半分、折り返しのところまで設置が進んでいるという状況でございます。

それに対して、地域運営学校は、毎年度3校ということですから、やや歩みはのろいんですけども、やはり十分地域との関係を良好なものにした上で、新しい参画システムの取り組みという次の第2ステージで、各学校で頑張ってもらえればなと思っているところでございます。

宮坂委員 毎年3校というのは、何か理由があるんですか。

教育改革担当部長 計画上、3校ということですよ。

宮坂委員 条件が揃っていても3校までで抑えるということですね。

教育改革担当部長 そうですね。財政的な裏づけを持った計画上、3校という整理をしまして、特に小・中の内訳は決めておりませんで、各学校の状況に応じて進めております。

委員長 ほかにありますか。

東京都との協議というのは毎度でしょうけど、これはどのような協議ですか。

教育改革担当部長 学校運営協議会は教職員の任用に関する意見も出せるというふうに法律上なっておりますので、任命権者との事前の協議が法で定められておりますので、その規定に基づいて、東京都教育委員会との協議を指定の前に進めていくということでございます。

委員長 手続ということですね。

教育改革担当部長 あらかじめ、協議が法律で定められているということです。

委員長 よろしいですか。では、次に移ります。

では、次に、「平成20年度杉並区学力調査、意識・実態調査結果について」、「平成20年度全国学力・学習状況調査結果について」の2件を一括して、済美教育センター副所長からご説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 それでは、私から2件まとめてご報告をさせていただきたいというふうに存じます。

まず、区の学力調査の結果でございます。

こちらの区の学力調査につきましては、平成16年度から実施をしているものでございます。

目的としましては、それぞれ各教科の知識・理解、学ぶ意欲や態度、思考力・判断力・表現力などが、子どもたちにどの程度身につけているのか、これを検証するために実施をいたします。

もう一つ、子どもが自らの学習の成果と課題を把握する。そして教員の指導内容や指導方法の改善を図る。また、学校力の向上を図るという目的がございます。

実施時期、対象、内容につきましては、お手元の資料をご覧くださいというふうに存じます。

それでは、調査結果の概要につきまして、別添資料と見比べていただきながら、ご報告をさせていただければというふうに存じます。

まず、小学校でございますが、国語、算数ともに平均正答率は70%を超えております。しいていまして、概ね良好な結果であるというふうに認識はできるんですけれども、特に国語につきましては、話す力、聞く力が高い傾向にございました。これは、目的に応じて話の内容を的確に聞き取って理解する能力が高いというふうに分析ができます。ただし、反面、「書く」の正答率が全観点別能力の中で、最低の41.6%であったということで、こちらはやはり課題であるというふうに認識しております。この書く能力というものは、具体的に申し上げますと、物語の続きを創作するなど、目的に応じて自分の考えたことを書く能力というふうに私どもは定義しているところでございます。

また、算数につきましては、「表現・処理」、「知識・理解」が高い傾向にございました。「表現・処理」とは、計算等の技能でございます。また「知識・理解」は、計算の決まりや図形の意味、性質が理解できているかどうかという能力でございます。その反面、算数については4年生以降、学年が上がるに従って学力の散らばりが大きくなる傾向が見られました。標準偏差の欄を見ていただければわかりいただけたと思いますが、数値が高くなるに従って、散らばり度が大きくなるということを表すものでございます。

次に、中学校でございます。

中学校は、国語としましては、話す力、聞く力、小学校と同様、高い傾向にございました。ただ、「応用」と、やはりこれも小学校と同様の傾向でございますが、「書く」の力の正答率が30%から50%台であったということで、課題として捉えることができます。

数学でございますが、こちら「表現・処理」の能力が高いのですが、特に2年生の「応用」、「数学的な考え方」の正答率が40%台であって、課題が見られる傾向にございます。「数学的な考え方」というのは、論理的思考力というふうに置き換えていただいても結構でございます。

英語に関しましては「理解」が、これは英語の聞き取りや読み取りが正しくできる能力でございますが、こちらは比較的高い傾向にありましたが、「表現」、これは文法に従って正しく英文を書く能力でございますが、これの正答率が若干低めの傾向にあったと。

同じように、数学に関しまして、標準偏差がやはり学年が上がるに従って広がる傾向がある。これらの課題が明らかになったものでございます。

次に、「意識・実態調査」につきまして、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

領域別で課題と思われる点を抽出しましてこちらに掲載をさせていただきました。裏面をご覧ください。

特記事項としまして、「他者を受容すること」、「他社から受容されること」、「生活習慣等」の領域の肯定率は、小学校では全学年80%を超えました。また、中学校においても75%以上になっています。

そして「自己を受容すること」、こちらは今の自分が好きですかというような質問になります。これはお手元の資料の「意識・実態調査」の表をご覧くださいというふうに思いますが、今の自分に満足している、自信がある、好きであるというような質問につきましては、小学校から中学校にかけて、学年が上がるに従って肯定率が大きく低下する傾向にございました。これはやはり成長・発達の過程であるというふうにも理解できるというふうに考えております。

また、「生活習慣等」につきましては、小中学校とも全学年80%を超えて、一定程度、基本的な生活習慣が確立されていることが明らかになったものでございます。

最後に、「学力調査と意識・実態調査のクロス集計」の結果につきまして、ご報告を申し上げます。別添資料の3をご覧くださいながらご報告を受けていただければというふうに思います。

こちらの分析の方法は、学力調査の全受験科目の平均正答率から、全受験者を学力別に4層に分けて集計を行って、学力と学習生活についてのアンケートの各設問の回答状況との比較を行ったものでございます。

この結果によりますと、別添資料3の上の左側の「自宅学習時間」というグラフをご覧くださいければと思います。層1、一定の学力が高い子供たちは自宅学習の時間が多いという正の相関関係

係がございました。また、同様に正の相関が強く見られる傾向としましては、「自分とちがう意見も尊重している」、「自分の意見や考えをわかりやすく伝えることができる」、「授業で習ったことを覚えるだけでなく、必要な場合はその理由や考え方についても理解しようとしている」といった項目の肯定率が高い児童生徒ほど、学力調査の結果が良好であるという相関が見られたものでございます。

また逆に、「パソコン利用時間」、これは別添資料3の上段の真ん中のグラフでございます。こちらは、逆に利用時間が少ない児童生徒ほど、学力調査の結果が良好であるという負の相関関係の傾向が見られたものでございます。

これらの分析調査結果を通しまして、私どもとしましては、算数・数学に学力のばらつきが見られるというところで、個に応じた指導の充実が必要である。また、各活動を充実させる必要がある。これは小学校も中学校も課題として挙げられたものでございますが、新学習指導要領においても、言語能力の育成については重点として取り扱っているものでございます。

また、本区のこれまでの学力調査の結果によりまして、国語力がすべての学力の根幹をなす、そして国語力は各活動によって高まるという傾向が出ておりますので、こちら活動について充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

この調査結果につきましては、国・都の調査結果と組み合わせて、今後分析をしていき、各学校に情報提供を行うとともに、指導を充実させていただいて、指導法の改善に役立てるというような活用をしていきたいというふうに考えております。

以上、区の学力調査結果につきましてご報告を申し上げます。

続きまして、「平成20年度全国学力・学習状況調査の結果について」、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

こちらは、平成19年度に第1回目が実施されまして、今回は第2回目の調査という形になりました。目的としましては、こちらに記載されておりますとおり、児童生徒の学力・学習状況の把握・分析によって、教育や教育施策の成果と課題を把握して、その改善を図る。区の学力調査と同様の目的を持って実施をされているものでございます。

実施日時、対象、内容につきましては、記載されているとおりでございます。

では、結果の概要につきまして、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

教科に関する結果概要でございますが、小中学校とも、A問題、これは知識に関する領域でございます。B問題、これは主として活用に関する領域でございます。両方の領域とも、都と国の平均正答率を上回りました。そして、概ね良好な結果となったというふうに理解しております。

A問題においては、学年が上がるにつれて、これは区の学力調査と同様でございますが、学力

の散らばりが大きくなる傾向にございました。

標準偏差の欄をご覧くださいというふうに思います。

特に中学校の国語、算数とも、国・都ほどではございませんが、学力の散らばりが若干大きくなる傾向にあるということが読み取れるというふうに思います。

次に、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査の結果についてご報告申し上げます。

こちらは、学習意欲や学習方法、そして学習環境、生活の諸側面について、80項目あまりの質問紙調査に回答するものでございます。こちらの資料には、特に課題と思われる傾向が見られた項目について抽出をして掲載をいたしました。

昨年度、第1回目の調査結果と比較をすることは、個体差がございますので、あまり適切ではないというふうには考えますが、参考までにご報告申し上げたいというふうに思っております。

まず、小学校でございますが、こちらに掲げました4点につきましては、昨年度も同様の課題として見られたものでございます。中でも「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がありますか」また「今住んでいる地域の行事に参加をしていますか」という2つの項目につきましては、都・国を大幅に下回っているものでございます。ただし、都・国のデータをごらんいただければおわかりだと思いますが、全国的に同様の傾向があるということが言えると思います。

次に、中学校の結果についてご報告申し上げます。裏面をご覧くださいというふうに思います。

中学校では、「友達との約束を守っていますか」もしくは「人の気持ちがわかる人間になりたいと思いますか」という2つの項目について、第1回目と比較して、新たに課題として明らかになった項目でございます。

また、この中でも、「将来の夢や目標を持っていますか」という問いについても、区の肯定率が、都・国を下回っているという傾向がございます。こちらは小学校も同様の傾向にございました。

また、こちらの資料には掲載されておきませんが、都・国と比べて肯定率が高かった項目については、「自分にはよいところがあると思う」、また「計画的に学習をする」、「新聞、テレビのニュースに関心がある」などの項目については、都と国と比べて大幅に上回っているような項目でございます。

これらの結果からでございますが、教科に関する学力については、特に算数・数学について、学年が上がるにしたがって、個に応じた指導を充実させて、ばらつきを小さくしていくこと。これは、区の学力調査の結果から導き出されたものと同様でございますが、そして活用力を身につける指導法の開発を一層進めることなどの知見を得ることができました。

また、意識・実態調査におきましては、学力もしくは生きることそのものの根幹となる、将来への夢や希望、目標を持っていない子どもの割合が、国・都と比べて大きかったことから、職場体験学習やボランティア体験などを通して、将来の夢や目標等を描かせる教育活動の充実の必要性があることの知見を得ることができました。

また、こちらにつきましても、先ほどの区の学力調査のご報告と同様、区・都の調査と相関をさせながら分析をし、より学校現場に役立つ情報として提供を行い、指導・助言を深めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

委員長 わかりました。

では最初に、「平成20年度杉並区学力調査、意識・実態調査結果について」、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大蔵委員 4ページのパソコン利用時間というんですけど、パソコンをどういうふうにご利用しているということですか。YouTubeだとか、そういういろいろなものにも触れているということですか。

済美教育センター副所長 こちらはこういう項目でございます。パソコンの利用目的ということで、「ゲームで遊ぶ」、「文章を書く」、「電子メールを送ったり受け取ったりする」、「DVDやテレビなどを見る」、ですから、学びの部分と、それからゲーム・遊びの部分とが混在した形で質問を取っているものでございます。

大蔵委員 それは、割合は出ていないんですね。

済美教育センター副所長 そこまでは出ておりません。

委員長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。では、2番目にご説明になられた、「平成20年度全国学力・学習状況調査結果について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

宮坂委員 この全国の学力調査の数字的な面で、都道府県別の比較というのはいないんですか。何か秋田県が2年連続トップというふうに聞いているんですけど、都会のほうが比較的低いのか、高いのか。何かその辺がわかる資料があれば。

済美教育センター副所長 地域別に、北海道、東北、関東、中部、近畿というような形でまとめたものは私の手元でございます。また、都道府県別のデータも揃えております。こちらは新聞報道でなされたものですので、公開ができる情報であるというふうに認識します。

宮坂委員 参考までにいただければ。

済美教育センター副所長 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

2種類の調査をなされて、別々にご議論願ったわけなんですけれども、あわせて、杉並区の色というのは、どのように捉えているんですか。

済美教育センター副所長 これは詳細にこれから分析をしなければいけないんですけれども、この結果、これまで都の学力調査も含めて、3種類の学力調査の結果から、ある程度、一定の子ども像というのが描けるといふふうに思っております。これは、今後分析をしっかりと待たなければいけないんですが、学力は概ね高い。基礎的な学力については十分身につけており、また、学びへの意欲や実践力もありますけれども、将来の夢を持っている子どもというもの、もしくは目標を持っている子どもについて課題があると。また、自分には良いところがあるといふふうに認識をしておりますけれども、他者との関わりについては、若干課題があるといふような子ども像というのが浮かび上がってくるといふふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

教育長 区と、都と、国と、それぞれ調査をしているわけですが、ここに来て大体いろいろな傾向がわかってきて、杉並区の実態もつかめてきたと。区がやっている学力調査と東京都がやっている学力調査は、これはおそらくすみ分けが進んでいくんだろうと思うんです。つまり東京都は問題解決力を見ていきたいというのに主眼を置いていて、当然対象の学年も変わってきますし、それから区の場合には、小学校3年生以上、悉皆で経年の変化が見られるように子どもの成長を追いかけることができるような形になった内容を持っていると。国のほうは、いずれ悉皆から抽出、あるいは隔年とか、そういう形に変わっていくのかなといふような予測を持っています。

そうすると、子どもの実態をどのように捉えていったらいいのかという、これをやはり、教育委員会としても突っ込んだ議論をしていく時期に来るだろうと。単に、先ほどのセンターのほうから報告がありましたけれども、よそと比べてどのぐらいにいるのかというのは、興味関心としてはよくあるところなんですけれども、一人ひとりの子どもがどういう状態にあって、今後どういふふうにご指導していく必要があるのか。それも共通に理解をしていくということを考えれば、調査の方法とか、内容とか、そういったものも十分考えていく時期が来たなといふふうには思っています。

例えば、興味関心のようなものをペーパーで測ろうといっても、これは無理があって、もともと興味関心というジャンルを測定するときはどうしたらいいのか。ペーパーで測るにはこうしたらいいんじゃないかといふところから始めたんですけれども、それでは、その調査が実態を反映しているかどうかといふのも、これも検証していく必要があると思います。

学習を指導している中で、意欲を示す場面はどのような場面であるかとか、これまで無関心だった子どもがどういうきっかけによって学習に向くようになったか。その動機づけの基になったものは何だったのかということも、現場の状況をよくつかむことができるような調査に変えていく必要があるだろうと思っていますので、また今後、ぜひ議論をお願いしたいというふうに考えています。

以上です。

委員長 わかりました。

ほかによるしゅうございますか。

大蔵委員 今のことについて関連して言えば、本当にとにかく測定するのは難しいですね。本人がどう考えるかというのも、捉え方で、自分は本当に意欲を持っているかどうか疑う人もいれば、そうじゃなくて、こっちに印をつけちゃおうなんていうのもあるでしょうし、だからとても難しいと思います。

結果はやっぱり、やる気があるかどうかは、最終的には、私は学力に表れてくるんだと思うんです。学力が上がっていくのは非常にいいことですけれども、どこで上げるか。平均的に全部上がれば一番いいでしょう。しかし、割合良くできる子がずっと引っ張って、これが全体を上げる力になるというのも一つあるでしょう。それから、今までどっちかという下の方にいた底辺の部分が、だんだん中間ぐらいまで頑張っ上がってくる、それによって全体が上がるということもあるでしょう。

私はどれかといえば、下のほうがいなくなるようになるのが、やっぱり義務教育課程の一番の課題ではないかと思っています。上のほうは、放っておいてもいいということではありませんけれども、勉強の仕方がわかってくればあとは行けます。下のほうでわからないと、後でもう取り返すことができませんので、私はそこに力を入れるべきであろうと思っています。

委員長 ほかにありますか。よろしいですか。ありがとうございました。

では、学務課長、先ほどの報告というのをお願いいたします。

学務課長 それでは、先ほどの事故米、または汚染米というふうに報道されておりますが、「学校給食における食品の安全について」、現状を含めまして、若干ご説明をさせていただきたいと存じます。

現在、新聞等で大々的に報道されておりますが、まず杉並保健所の現時点での情報によれば、事故米が杉並区内に流通しているという事実はございません。また、この事故米の報道が今月のはじめ頃からされ始めたことを受けまして、教育委員会といたしましても、学校給食の現状について調査をいたしました。その結果、区立の小・中・養護学校並びに南伊豆健康学園で使われて

いる精米には事故米の使用はないことを確認してございます。

また、現時点で、他県で、特に新潟県の業者が作った事故米を含むでん粉を使って、オムレツですとか、厚焼き卵ですとか、こういったようなものが各県の学校給食会を通じて各学校の給食に出されていたことが判明したということが報道されてございますが、東京都学校給食会から杉並区が納品を受けているものは、すべて食材の形で納品を受けているものでございまして、こういった半加工品のようなものは一切受け入れてございません。

また、東京都学校給食会にもさらに問い合わせをしてございますが、こういった事故米を含んだ製品については一切ないというようなことで、そのルートがすべて明確になっているというような回答も受けているところでございます。

今後とも保健所などとも連携いたしながら、事態の変化というものも予想されるところでございますが、最善の努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

委員長 特にご質問ありますか。よろしいですか。それでは、ご報告を承ったことにします。

社会教育スポーツ課長 報告ではありませんが、お手元に「史跡散歩地図」というのをお配りさせていただいております。20年ぶりの改定でございます。保健所の「ウエストサイズ物語」ですとか、あるいは介護予防課の「1万人ウォーク」などとも連携しながらご活用いただければと思います。160余りの史跡を各コースごとに分けて作らせていただいたものでございます。3万部ほど作らせていただいて、10月の初旬もしくは今月の終わりぐらいから、各行政機関等で配布させていただきます。

以上でございます。

委員長 わかりました。

では、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

どうぞ、教育長。

教育長 日程最後になりました。これで今日の委員会は終わるわけですがけれども、改めて私から一つお願いがございます。

丸田委員長におかれましては、この9月30日をもちまして任期満了という形になるわけでございます。たぶん本日の教育委員会が、在任中最後の委員会になるかと思えます。10年以上に亘る杉並区教育委員会委員として、また8年に亘る教育委員長としてお仕事をされてこられました丸田委員長、この最後に当たりまして、私どもにこの間経験されてきたことや、お考えになったことを言い残しておいていただけることが、多分たくさんあるかと思えます。本当にこの間のご労苦をねぎらうのが先でございますけれども、委員長からそういったことを含めて、お話をし

ていただければ大変ありがたいと思います。

委員長、ぜひお願いいたします。

委員長 では、最後の教育委員会ですので、若干の時間、誠に申し訳ございませんけど、20分ほどいただきまして、私の意見を述べさせていただきます。

ただいま教育長のほうからご紹介がありましたように、10年ほど教育委員を務めさせていただきました。着任しましたのが1997年11月8日、今月の9月30日とすれば10年10カ月ということになります。この間いろいろお世話になりましてありがとうございます。

教育委員会におけるいろいろな活動自体、皆様方ご存じと思いますが、特に、平成14年度の学習指導要領の改訂とか、学校完全週5日制の実施、通学区域の弾力化、また、さらに教育改革アクションプランの実施と、かなり重なった大きな教育改革がこの年度に行われたということをお憶しております。

その後、平成16年度以降は、「教育立区」ということで教育ビジョンが策定されて、いろいろな政策が現在進行中であります。先ほども報告事項に入っておりますが、地域運営学校であるとか、またあわせて話が出ておりましたけど、学校支援本部、特に今後この2つの事業については大きな興味を持っていますし、精力的に力を向けられたらというふうに思っております。

また、平成11年度に教育委員長になりましたけど、なった途端に学校の芝生化ということで、念願の私の希望でしたが、その勉強会というものを、教育委員と庁内のいろいろな所管、公園課の方も含めて、例えば、昭和記念公園をみんなで見に行くとかそういうこともやりまして、ここに冊子がありますけど、これが校庭緑化の第1号の勉強会の資料なんです。私の書いたものとか、いろんなものが総ざらいになっております。

本来、私の希望ですと、雑草化というのを希望していて、うちの学校の校庭にはこんな草がたくさんあるよということをいろいろ勉強してもらいたいと。それからいろんな草に昆虫などもやってくるでしょうし、そういったものを観察するということも含めての役割というふうに思っていたわけなんですけど、いろいろな事情もありまして、スポーツターフという方向に行きました。かなりそういった面では、メンテナンスに費用がかかるということですし、それから、多様化という点では、多少弱いなというふうに思います。いろいろな生物の多様性というものが、今後の課題になってきますけど、そういったことにも弱いというふうに思います。また、別な面でメリットがあたりになったら、一理あるというふうに思います。今後とも順調に進めていって欲しいなというふうに思います。

さて、私の回顧ということよりも、性格的に展望ということが好きなもので、これからの展望ということをお述べさせていただきます。

大きなタイトル過ぎるんですけど、「子どもの自然との触れ合いの場の回復について」ということでございます。子どもを取り巻く環境というのは、ご承知のようにいろいろな面にまたがっております。自然環境、家庭環境、学校環境、地域環境といろいろあるわけですが、今日はそのうちの自然環境ということにいたします。

皆様方、教育心理をとられた方とか、教職の免許をとられた方はご存じだと思いますが、河合隼雄先生という方がいらっしゃいます。我が国のいろいろな臨床心理学の大御所で、心理療法科として、本人いわく第1号だというふうに言われていますが、若い時にスイスのチューリッヒのユング研究所に行かれまして、3年ほど勉強されて、帰ってこられて、そういう臨床心理ということを広めたわけで、その後、京都大学の教授をやられたり、国際日本文化センターの所長とか、最後は文化庁の長官までされて、去年夏にお亡くなりになられましたが、私は、社団法人環境情報化センターという学術団体では、先生に随分お世話になって、お付き合いなどもさせていただいておりました。すござっくばらんでおもしろい方です。

それで、27巻の3号の特集で「子どもと環境」というのがありますが、そこに河合先生の文章があります。それを抜粋して読ませていただきます。

現在、日本の子どもたちは、自分を取り巻く環境をどう見ているのだろうか。子どもたちの立場に立って見ると、相当に悪いと言わざるを得ないのではないだろうか。まず第一に言えることは、子どもが育っていく上で大切な自然が破壊されていることである。子どもが育っていく上で、遊びということは重要極まりないことであるが、自然の遊び場が大人によって奪われてしまったのである。現在、日本の子どもを取り巻く環境は、どうも望ましくない状況にあると言わざるを得ない。日本の将来を考えるならば、これを改善するために大人たちは相当な努力を払うべきである。

本当に言いたいことが、この中に書かれているわけでございます。

ところで、杉並区の自然と子どもということになりますと、皆様方もよくご存じなわけですが、その自然の指標として都市公園面積ということ掲げるならば、1人当たり1.83平米と、全国平均の5分の1です。私の知っているアメリカにあるイリノイ州ですけど、シカゴの隣に、隣にといっても飛行機で40分ぐらいかかりますけど、ペオリアという町があります。そこは世界一公園の量が多いんですが、1人当たり300平米です。もう見渡す限り、どこへ行っても公園だらけだということで、一度日本の方をお連れしたんですが、もう眠くなるというような感じで、ちょうど砂漠に行ったときと同じで、最初は喜んで見るんだけど、だんだん、どこへ行っても緑が多過ぎちゃって、みんな居眠りし出しちゃうぐらいの感じです。

そういったところは、どういうふうな子どもが育つのかというと、やはり地元で聞きますと、

いろんな意味の野性味のある感性豊かな人たちが育つし、ペオリアというのは1 Aリーグ持っており、野球のいろんな選手もたくさん出るし、プロゴルファーもたくさん出るし、アメリカのパブリックゴルフ場の第1号がペオリアなんです。そういったものも公園の面積の中にカウントされており、いろんな種類のものが入っています。

それから、緑被率という言葉があります。緑でおおわれる率という。19年度を調べたら、杉並が21.8%ということで、5年前より増加したというふうに言っていますが、以前からその辺見えていますと、いろんな計量の精度が上がってきたというので、小さな緑というのも全部拾ってくれるんです。それで、何か見た目には、僕らが生活していて、緑が随分、どんどん削られているな、減ってきたなと思うんだけど、増えているという、そういう変な結果が出てくるわけで、あまりこれは信用しないほうがいいと思います。

そういう緑被率というのは、23区内で高いほうなんですけど、低層の住宅地が多くて、どちらかというと、単木で生えているようなものというのが中心になってきています。将来的にそういったものがどういうふうに保存というか、保障されるのかということとはわかりません。我々が欲しいのは、やはり多様性ある自然、それから雑草原とか雑木林なんですけど、それがほとんど見られなくなってきているのはどうかなというふうに思います。

子どもに必要な自然体系は、遠くの大自然でなくて、近くの小自然であるわけです。それをどうやって整備していくのかというのが都市計画であるとか、まちづくりの課題になります。

今、全国的に、小さな学校ビオトープから、大きなビオトープ、また自然というふうな運動が起きています。千葉県房総丘陵の農村地帯にあります内田小学校では、裏山に1.6キロの自然観察路を地域一丸となって整備したり、長野県の豊科南小学校では、隣接地を含めて自然体験施設というものを整備したりして、どんどん拡張するというのがブームになっております。杉並は拡張するといっても、周りは全部詰まっていますから、かわいそうな子どもたちになります。

さて、最近私は、もうあと何十年も生きるわけでもないしというので、いつも委員委嘱を受けるときに笑って言っているんですけど、四、五十年先の都市計画をどういうふうにしたらいいかと。例えば、低炭素社会における都市計画のあり方というのが一つのテーマだし、それから2050年の都市施策をどうしたらいいのかということ。それからあわせて、昭和43年に、都市計画法の大改正、よく皆さん方、「線引き」という言葉を聞かれると思うんですけど、その「線引き」というものが制度化されたのが40年ほど前のことで、その大改正をやるようとしております。

それで国交省の方が私のところに来まして、どうしたらいいのかということ、また委員会を持ってやったらいいのではとか、いろいろやっているわけですが、今後いろいろお聞きになられていきますように、四、五十年先というのは、人口世帯数というのは減少し、少子高齢化、また住宅

については集合住宅が特に増加してくるだろうと。そしてコンパクトシティづくりというものをやらなければならないと。できるだけコンパクトにまちづくりというものをやっていくというのが使命になってまいります。

自分の専門から、私のほうから主張することというのはいろいろありますけど、環境重視の都市計画であるとか、今まで環境、環境と言いながら、都市計画をやれば破壊されると。そんなこともすぱっと言っております。審議会ですらいつも問題になって困るんだよというふうに私も申し上げているんですけど、都市計画をやらないほうが都市計画だというふうな感じのこともあるわけです。

それから、緑の二酸化炭素吸収とバイオマス利用の話とか、それからまた、頭の中の憲法というのは、ドイツ式のコンパクトな土地利用計画で、これは専門的になりますから説明はちょっとしにくいんですけど、そういったこととか、これから農地とか、樹林地とか、林地が放置されたり、農地も多少わかりますけど、放置されていたりします。その管理というものをどうするのか。杉並だと生産緑地というのがありますけど、あれもざる法でして、あれも抜本的に見直そうということをやろうとしていますし、若干手がけています。あれも上井草とか、いろんなところに多いですけど、どういうふうに取り組んでいったらいいのかということのも大問題です。

それからあと、コミュニティ再生とコミュニティコアの整備ということ。これは私の意見の大きな柱にしています。コミュニティの再生と、コミュニティのコアの整備ということで、杉並に置きかえますれば、コミュニティの再生と子どもの自然との触れ合いの場の回復というふうになると思います。

コミュニティ再生の役割というのは、私が説明するまでもないですけど、以前はちょっと無理だろうと。大都会にはコミュニティなんていうのは無理だろうというのでやめようよということが一般的だったんですが、最近はいろんな防犯とか、治安とか、安全性の問題の確保というようなことを含めて、どうしたらいいのかということを検討せざるを得なくなってきました。

それで、コミュニティの形成にはコミュニティのコアになる施設が必要であるということ。これは、私どもが都市計画を勉強したときに教科書の中に必ず出てくることで、イギリスのニュータウンであるとか、ああいうのを事例に引かれながら、1900年ごろから学者とかがそういったことを言い出したんだということを言って、頭の中に入っているわけです。一般的には、時々、私は教育委員会でも申し上げていますが、公園であるとか、学校であるとか、コミュニティセンターとか、それから図書館、そういったものが団地になって、コンプレックスになって配置されるケースが多いようです。全部が全部、空間によって配置できない場合もありますけど、そのうちの幾つかを配置するということが多いいわけです。

杉並区は、ご承知のように、小学校と中学校がコミュニティのコアの役割をなしているというふうに思います。きれいな形で入り込んでいますよね。地図を眺めると、本当に楽しいように入っていますけど、ただ、学校だけかということになります。今さらそれをどうするんだということになりますけど、さっきお話ししたように、大体世の中、今、閉塞の状態にあって、国交省の検討会と同じで、四、五十年先を見てどうしたらいいのかを検討するということがいろんなところではやっているわけです。だから、私は杉並の事例もお話ししていますし、コミュニティのコアというものをこういうふうにしたいんだということを全国区に発言しているわけで、全国でいろんな形のコミュニティのコアというものが出てくると思います。

それで、小学校区というものが近隣住区の基本になるとは思いますけど、あまり数が多過ぎてお金がかかり過ぎちゃうと。したがって、中学校区を2つぐらいとって、それでまず試してみたいかがなものかと。それから潤沢にお金があるとか、それから時間があるんだったら、もっとどんどん増やしていくということを今後試みたいかがかと。

そこで提案ということになりますが、小中学校に隣接したところ、あるいは近接したところに、「コミュニティの森」という名称で森をつくると。森というと、何か暗い森というか、何だか犯罪が起きそうとかいろいろありますけど、最近、大都市における森のつくり方、ニューヨーク自体そうですけど、下枝を全部取っちゃって、明るい林ですよ。どこからでも見通せるような、それが常識になってきています。

それで、雑木林、本当のことを言えば、コミュニティの雑木林を作りたいんです。縄文時代からずっとそうで、近くは江戸時代、こんなところはみんな雑木林だったんだけど、手の入らないようなことから、どんどん暗い森になったり、あるいは宅地化されたりしてなくなっていくということになります。

ただ、雑木ということ、雑木林だとかを辞書で引きますと、良い材にならない木だとか、そんな言葉も出てくるんです。だから、有用木とか、林木に比べたらつまらないかもしれないけど、我々生活環境とすれば、つまらない木、そのほうがよっぽど尊いわけで、これからはそこら辺にターゲットを入れたほうが良いと思う。ご承知のように、クルミとか、コナラだとか、それからアカマツだとか、ヤマザクラだとか、ミズギだとか、いろんなものが混成して生えて、それで林床には草が生えているし、低木も生えているし、昆虫も飛んでくるし、それからカブトムシだとかというのもあるだろうし、ドングリも落ちてくる、野鳥もいるしというふうな、さっきから申し上げているような多様性ある植物、動物というものがそこで見られるようになる。それによって、自由遊びとか、散策だとか、それから場合によったら学校の近くだから、そこへ行って勉強すると。学校の授業の場にもなるということが想定されるわけです。

現在ある学校の校庭というものはスポーツ用だと思うんです。どちらかというとならスポーツ用。ですから、それとの対比というものが図れるし、また、学校の校庭自体狭いですから、もうちょっと広いもの、なかなか地価の関係がありますから、何ヘクタール以上と言いきいんですけど、最低やっぱり1ヘクタールは必要じゃないかなというふうに思うんです。1ヘクタール以上の森、それから雑木林というのは、やっぱり1カ所に必要だというふうに思います。広ければ体育館であるとかコミュニティセンターというものも設置できて、外国並みにできると思います。外国だと、シカゴだとか、バンクーバーだとか、いろんな街が本当に教科書どおりに、こういうふうなパターン化されたまちづくりになっております。

杉並にも、従来から杉十小だとか、馬橋小だとか、いろいろ公園とリンクされたものとか、あるいは松ノ木小とか、松ノ木中とか、フィンランドの学校の風景みたいな感じの部分もありますけど、公園の管理が画一的になっていまして、ちょっと惜しいなど。これからいろいろ課題を相手方に言ったほうがいいのかなというふうに思います。

「コミュニティの森」の整備の意義というのは子どもたち中心でいいと思うんですけど、あわせて大人のコミュニケーションの場にもなるし、それから杉並みたいなところは、防災の意味でも大きな意義を持つのではないかなというふうに思います。

それで、「コミュニティの森」づくりの整備管理ということですが、公共のみでやるのには多少お金がかかり過ぎだとか、財政的に用地を買うことぐらいはやらしてもらおうかと。そうすると、あとNPOとか、ボランティアとか、そういうふうな人たちが森づくりをやる。場合によっては子どもたちまで含めて植樹を行う。最近、イタリアのミラノでは、ちょっと怖そうな名前、イタリア・ノストラというNPOがありまして、大体、市のほうは金がないと。だから用地だけ買って、あとは草ぼうぼうとか、そういうようなところが結構多いんですけど、それじゃ、私たちがやるというので、どんどん場所を増やして、もう数百ヘクタールぐらいになっておると思います。

話が大きいんですけど、さっきからお話ししているように、先の先、超長期という言葉を使っているんですけど、超長期のプロジェクトですし、また全国的にこれから数年したら動くわけですし、そんなに大きな話じゃないというふうに理解していただきたいと。

したがって、誤解されないようにして、プロジェクトの理解というものを今後どういうふうにしたらいいのか。また、配置構想をどういうふうに考えていったらいいのかということですね。中学校区中心で何カ所ぐらいを当面考えたらいいのかということ、それから実現性のチェックということもあわせてしなければいけません。財源との関係です。

それからまた、まとまりある用地といったときに、土地開発公社あたりが先行して買うとか、

今あまり公社は動いていないようですが、こういったときに活用してみたらいいのではないかなというふうに思います。

それから、最後にですが、学校支援本部の協力、これが欠かせないというふうに思います。いろんな情報とか、知識とか、労力とか、今後やはり財力、いろいろ役所は、公共はお金というのがだんだん細くなってきますから、そういったものをどうやって担っていくのかと。ボランティアの人たちによるという考え方はあるけど、限界もあると。区民からの募金というものも大きな財力に結びつくのではないかなというふうに思います。

以上、若干のお時間をいただきまして、私から見ました杉並区の子どもの自然との触れ合いの場の回復という、超長期的な展望を述べさせていただきました。大都市にありまして、子どもの自然環境を整備するには、多大な費用と労力というものが必要になりますし、大プロジェクトです。大人の責務として、計画に理解を示していただきたいというふうに思っているわけです。

今後の人口減少時代の都市計画と、また教育環境整備というものを一体的にしてプロジェクトを推進させていったらというふうに思っておるわけです。40年後、50年後、杉並区に多くの「コミュニティの森」が創設されて、感性豊かで、精神的にも健康な子どもたちが伸び伸び育っていくことを期待しておるわけでございます。

長い間、委員会などの会議を通しまして、ご支援、ご協力いただきましてありがとうございます。

庶務課長 丸田委員長、どうもありがとうございました。

若干の事務連絡をさせていただきます。

次回の日程でございますが、10月1日水曜日、午前9時から臨時会を予定してございます。また、定例会の日程でございますが、10月8日水曜日の定例会は、議会の予定がありますため休会とさせていただきます。次回の定例会は、10月22日水曜日、午後2時を予定してございます。よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

委員長 では、これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。